



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） …………… 1
- 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） …………… 4

規 則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第5号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号ア中「（以下「財政融資資金」という。）」を削り、「貸付利率」の次に「に10分の7を乗じて得た利率（以下「基準利率」という。）」を加え、同号イ中「貸付決定日における財政融資資金の貸付利率の2分の1の利率」を「基準利率に2分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号ウ中「財政健全化対策支援事業」を「実質赤字解消対策支援事業」に改め、同号ウ(ア)中「貸付決定日における財政融資資金の貸付利率の2分の1の利率」を「基準利率に2分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号ウ(イ)中「(ア)以外の地域」を「(ア)に掲げる場合以外」に、「貸付決定日における財政融資資金の貸付利率」を「基準利率」に改め、同号エ中「財政健全化対策支援事業」を「実質赤字解消対策支援事業」に改め、同号エ(ア)中「貸付決定日における財政融資資金の貸付利率の4分の1の利率」を「基準利率に4分の1を乗じて得た利率」に、「第二位」を「第2位」に、「当該端数を」を「これを」に改め、同号エ(イ)中「(ア)以外」を「(ア)に掲げる場合以外」に、「貸付決定日における財政融資資金の貸付利率の2分の1の利率」を「基準利率に2分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同項第2号中「10年以内」を「15年以内（合併市町村振興事業に要する資金の貸付けについては、10年以内）」に改める。

第17条第2項中「及び第16号様式の2」を削る。

附則第2項中「平成20年3月1日から平成22年3月31日まで」を「平成23年3月1日から平成25年3月31日まで」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項に見出しとして「（平成21年度の決算において財政の早期健全化が必要とされる市町村の特例）」を付し、同項中「前項に規定する市町村」を「平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1号から第4号までに規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが同条第5号で規定する早期健全化基準以上である市町村」に、「資金の借入れの申込みが平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「資金の貸付けが平成23年3月1日から同月31日まで」に、「平成31年2月10日（平成22年2月10日以後に行われた貸付けにあっては、平成32年2月10日。）」を「平成33年2月10日（」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を削る。

別表第2の2の項中「合併市町村が」を「合併市町村（平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。）が」に改め、「第6号）」の次に「附則第2条第1項の規定による失効前の同法」を加え、「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表の3の項中「財政健全化対策支援事業」を「実質赤字解消対策支援事業」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第4項の規定は、平成23年度貸付決定分の資金から適用し、平成22年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第6号

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（昭和54年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この規則において「合併市町村」とは、市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

第5条第1項中「5,000万円」を「8,000万円」に改める。

第6条第1号ア中「（以下「財政融資資金」という。）」を削り、「の2分の1の利率」を「に10分の7を乗じて得た利率（以下「基準利率」という。）に2分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号イ中「ア以外」を「アに掲げる場合以外」に、「貸付決定日における財政融資資金の利率」を「基準利率」に改め、同条第2号中「10年」を「15年」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第8条第2項の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた利率）

(2) 償還期間 15年以内（うち据置期間1年以内）

(3) 償還方法 元利均等年賦償還

3 前2項の規定にかかわらず、合併市町村（平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。）が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率 無利子

(2) 償還期間 10年以内（うち据置期間1年以内）

(3) 償還方法 元利均等年賦償還

第16号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条及び第6条の規定は、平成23年度貸付決定分の資金から適用し、平成22年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---